

京都市告示第 1 2 7 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき，水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	新道水0004号	東山区小松町561番地の 4 地先 同町561番地の 6 地先	
2	貞教水0004号	東山区本町新五丁目169番地の 2 地先 同町169番地の 4 地先	
3	四ノ宮水0052号	山科区四ノ宮奈良野町32番地の 5 地先 同町32番地地先	
4	西九条水0005号	南区西九条院町 1 番地の 2 地先 同町11番地の 2 地先	
5	久世水0286号	南区久世大藪町552番地地先 同上	
6	向島水0299号	伏見区向島四ツ谷池109番地地先 同上	
7	醍醐水0119号	伏見区醍醐鍵尾町12番地の 5 地先 同上	
8	醍醐水0120号	伏見区醍醐鍵尾町14番地の 6 地先 同町15番地の17地先	
9	醍醐水0121号	伏見区醍醐鍵尾町15番地の 4 地先 同上	
1 0	久我水0240号	伏見区久我森の宮町 1 番地の44地先 同町 1 番地の48地先	

( 建設局土木管理部道路明示課 )